

泉州支部業務紹介規定

- 第1条** 泉州支部個人会員及び法人会員（以下「支部会員」という）に対し本人の希望に基づき
本会からの業務を紹介するものとする。
- 第2条** 支部会員で、業務紹介希望者は支部で行なう業務紹介アンケート等により、その旨を
意思表示するものとする。又は、随時支部長にその旨を書面にて意思表示するものとする。
意思表示無き支部会員は希望なきものとみなす。
- 第3条** 本会より業務紹介があった場合は、希望者の中から専門性、地域性等を考慮し支部長
が紹介する。但し、支部長が、指名した支部会員に紹介業務担当者を代行させることができる。
- 第4条** 業務紹介にて業務が完了し、報酬を受領した時は、報酬額の5%を支部へ入金するもの
とする。
- 第5条** 業務紹介を受けた支部会員は、公正誠実に業務を行い、結果の如何にかかわらず経過
及び結果を支部長に報告するものとする。

附則

この規定は、平成12年 4月 1日から実施

平成16年 3月26日改正 平成16年 8月 1日から実施